

令和8年度 福岡支部保険料率について

令和8年度保険料率について(支部評議会における意見)

令和7年10月に開催した支部評議会において、以下の内容について丁寧に説明した上で、特段の意見があれば「令和8年度保険料率についての支部評議会における意見」を提出していただくこととしている。

- ◆ 保険給付費の増加が見込まれること
- ◆ 団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金が中長期的に高い負担額のまま推移することが見込まれること
- ◆ 短時間労働者等への被用者保険適用拡大により財政負担が生じること
- ◆ 保険料収入の将来の推移が予測し難いこと
- ◆ 赤字の健保組合の解散が協会けんぽ財政に与える影響が不透明であること

意見の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

意見の提出なし 0支部(0支部)

※()内は昨年の支部数

意見の提出あり 47支部(47支部)

① 平均保険料10%を維持するべきという支部

27支部 (36支部)

② ①と③の両方の意見のある支部

19支部 (10支部)

③ 引き下げるべきという支部

1支部 (1支部)

令和8年度 保険料率の計算の前提

健康保険の令和8年度保険料率

1. 平均保険料率

- 令和8年度の平均保険料率については、9.90%とする。

2. インセンティブ制度

- インセンティブ保険料率については、千分の〇・一(0.01%)とする。
- 令和6年度の実績に基づき上位15支部に対して報奨金を付与し、令和8年度保険料率の引き下げを行う。

3. 精算

- 各支部において、令和6年度決算で生じた地域ごとの差額に伴う精算を行う。

4. 変更時期

- 4月納付分(3月賦課分)から改定。

介護保険の令和8年度保険料率

令和8年度の介護保険料率については、介護納付金の額が決定したことから1.62%となる。

(令和7年度1.59%から0.03%引き上げ)

なお、変更時期については健康保険料率と同じ4月納付分(3月賦課分)からとする。

令和8年度の都道府県単位保険料率

＜令和8年度の福岡支部保険料率＞

前項の前提を踏まえると、令和8年度の福岡支部の保険料率は、令和7年度と比較して
0.20%の引き下げとなる見込み。

令和7年度

10.31%

令和8年度

10.11%



令和8年度 福岡支部保険料率の算出・変動要因等

＜支部保険料率の算出と変動要因＞

① 支部保険料率の算出・変動要因	②令和8年度	③令和7年度	④差分(②-③)
<p>1. 所要保険料率</p> <p>「支部ごとの医療費にかかる料率」と「全国一律の料率」の合計で算出</p> <p>◆「支部ごとの医療費にかかる料率」が令和7年度から減少</p> <p>・令和8年度【5.6230%】 - 令和7年度【5.6502%】 = 【▲0.0272%】</p> <p>◆「全国一律の料率」が令和7年度から減少</p> <p>・令和8年度【4.5479%】 - 令和7年度【4.6536%】 = 【▲0.1057%】</p>	10.1709...%	10.3038...%	▲0.1329...%
<p>2. インセンティブ制度の加算・減算率</p> <p>福岡支部は加算のみで、加算額は4.82億円(※)となり、約0.01%の引き上げ</p> <p>※ 令和6年度の支部総報酬額(実績値)に0.010%を乗じて算出</p>	+0.0095...%	+0.0096...%	▲0.0001...%
<p>3. 令和6年度決算における支部別収支差の精算による影響</p> <p>福岡支部の支部別収支は、約35億円のプラスとなり、約0.069%の引き下げ</p>	▲0.0690...%	▲0.0065...%	▲0.0625...%
合計	<u>10.1114...%</u>	10.3069...%	▲0.1955...%

➤ 保険料納付額への影響(40歳未満…介護保険料なし)

標準報酬月額320,000円の被保険者の場合: $320,000 \times ▲0.20\% = ▲640$ 円(折半で▲320円)

➤ 保険料納付額への影響(40歳以上…介護保険料あり)

標準報酬月額320,000円の被保険者の場合: $320,000 \times (▲0.20+0.03)\% = ▲544$ 円(折半で▲272円)

福岡支部の都道府県単位保険料率の推移

年度	全国平均	福岡支部	激変緩和率	インセンティブ制度（加減算）			備 考
				加算率 (加算額)	減算率 (減算額)	加減算率 (加減算額)	
平成20年度	8.20%	8.20%	-	-	-	-	10月に協会発足
平成21年度	8.20%	8.24%	10分の1.0	-	-	-	9月より都道府県単位保険料率設定
平成22年度	9.34%	9.40%	10分の1.5	-	-	-	準備金残高マイナス、料率引き上げ3年間の特例措置実施
平成23年度	9.50%	9.58%	10分の2.0	-	-	-	
平成24年度	10.00%	10.12%	10分の2.5	-	-	-	23年度決算で準備金赤字額を前倒しで解消
平成25年度	10.00%	10.12%	10分の2.5	-	-	-	準備金取り崩し（料率設定時点）により10%維持
平成26年度	10.00%	10.12%	10分の2.5	-	-	-	準備金取り崩し（料率設定時点）により10%維持
平成27年度	10.00%	10.09%	10分の3.0	-	-	-	25、26年度の黒字により準備金残高が法定準備金を上回る
平成28年度	10.00%	10.10%	10分の4.4	-	-	-	
平成29年度	10.00%	10.19%	10分の5.8	-	-	-	
平成30年度	10.00%	10.23%	10分の7.2	-	-	-	
令和元年度	10.00%	10.24%	10分の8.6	-	-	-	
令和2年度	10.00%	10.32%	-	0.004% (167)	- (-)	0.004% (167)	激変緩和措置は政令の期限どおり終了 インセンティブ制度は加算のみ
令和3年度	10.00%	10.22%	-	0.007% (303)	0.018% (775)	▲0.011% (▲472)	
令和4年度	10.00%	10.21%	-	0.007% (305)	- (-)	0.007% (305)	インセンティブ制度は加算のみ
令和5年度	10.00%	10.36%	-	0.010% (445)	- (-)	0.010% (445)	インセンティブ制度は加算のみ
令和6年度	10.00%	10.35%	-	0.010% (454)	0.055% (2,545)	▲0.045% (▲2,090)	
令和7年度	10.00%	10.31%	-	0.010% (465)	- (-)	0.010% (465)	インセンティブ制度は加算のみ
令和8年度	9.90%	10.11%	-	0.010% (482)	- (-)	0.010% (482)	平均保険料率が9.9%に引き下げ インセンティブ制度は加算のみ

※ インセンティブ制度（加減算）欄の額の単位：百万円